

明石市地域総合支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46及び明石市地域総合支援センター条例（平成29年条例第21号）第1条の規定に基づき設置する地域総合支援センター（以下「センター」という。）の適正かつ公正な運営を図るため、明石市地域総合支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について調査及び協議する。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 地域における多機関及び多職種のネットワーク化の推進に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営協議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護保険施設等関係者
- (5) 介護保険被保険者等

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務等)

第5条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 運営協議会は、地域総合支援センターの設置、運営及び評価等にかかる調査、研究及び調整を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、運営協議会の委員、学識経験者、関係団体および関係機関等に属する者の中から会長が指名するものとする。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、地域共生社会室が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則 (平成18年4月1日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(召集の特例)

2 運営協議会は、第5条第1項の規定により会長が互選されるまでの間、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則 (平成19年3月12日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年4月1日において委員の者については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月19日制定)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日制定)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月16日制定)

この要綱は、平成27年6月16日から施行する。

附 則（平成29年3月27日制定）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日制定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日制定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日制定）

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。